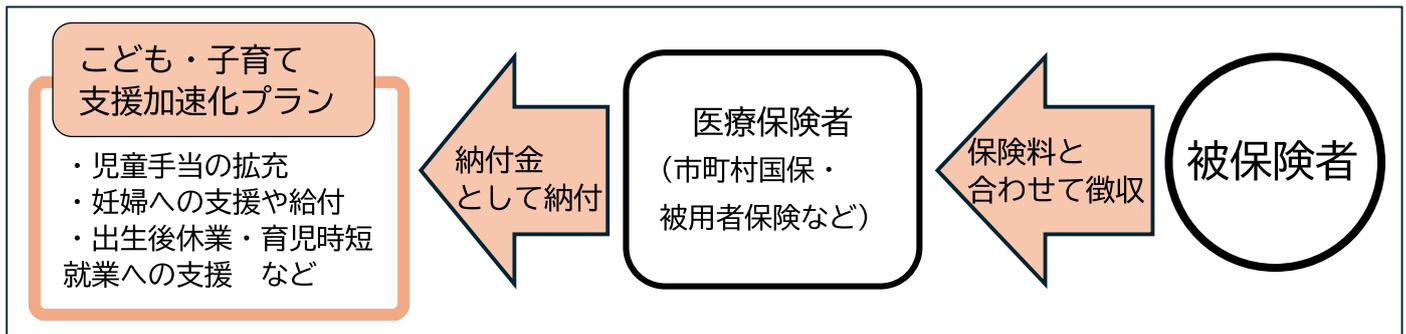


## 1 子ども・子育て支援金制度とは

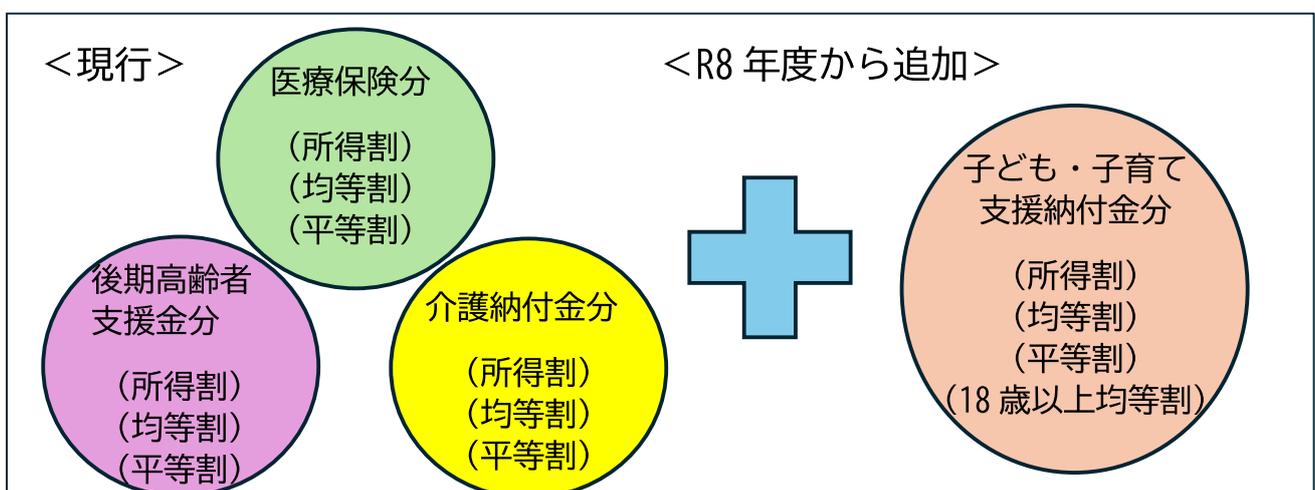
- ・国は「こども・子育て支援加速化プラン」を策定し、その財源の一つとして「子ども・子育て支援金制度」を創設しました。
- ・令和 8 年度以降、保険者が医療保険の保険料と合わせて被保険者から徴収し、「子ども・子育て支援納付金」として国に納付します。



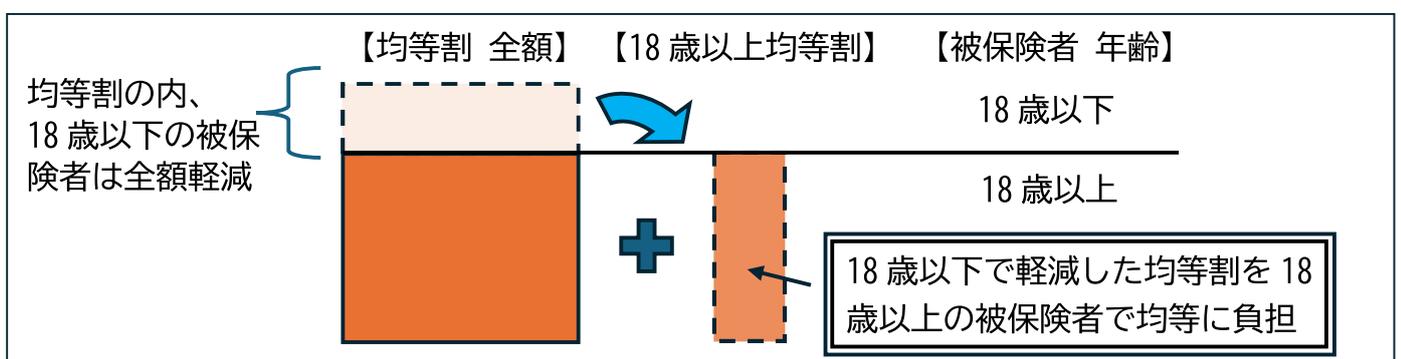
- ・支援金は令和 8 年から令和 10 年までに段階的に増額され、令和 8 年度で 6,000 億円、令和 9 年度で 8,000 億円、令和 10 年度で 1 兆円の規模となる予定です。(内、国保負担分は 3,000 億円程度)

## 2 国民健康保険税での取り扱い

- ・国民健康保険は「医療保険分」(医療費の財源)、「後期高齢者支援金分」(後期高齢者医療制度を支えるための財源)、「介護納付金分」(40 歳から 65 歳未満の介護保険第 2 号被保険者の納める保険料) の 3 つで構成されています。
- ・令和 8 年度からは以上に加えて「子ども・子育て支援納付金分」が増えることとなります。



- ・「子ども・子育て支援納付金分」の内訳は、他の項目と同じ「所得割」「均等割」「平等割」の3つと「18歳以上均等割」で構成されます。
- ・低所得者への軽減（7割・5割・2割）の適用、賦課限度額も他と同じように適用されます。
- ・「子ども・子育て支援納付金分」では子育て世帯の負担が増えないように18歳以下の被保険者は均等割が全額軽減されます。
- ・「18歳以上均等割」とは、18歳以下被保険者の「均等割」を軽減したものを18歳以上被保険者でご負担いただくものです。



### 3 被保険者への影響額

- ・国の試算では、国民健康保険において被保険者一人当たりの負担額は令和8年度で250円/月、令和9年度で300円/月、令和10年度で400円/月が見込まれています。
- ・今回、示された標準保険税率で計算したところ、被保険者一人当たり約3,270円（約272円/月）となりました。

# 子ども・子育て支援金制度

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出したく。

## 1. 子ども・子育て支援法

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。

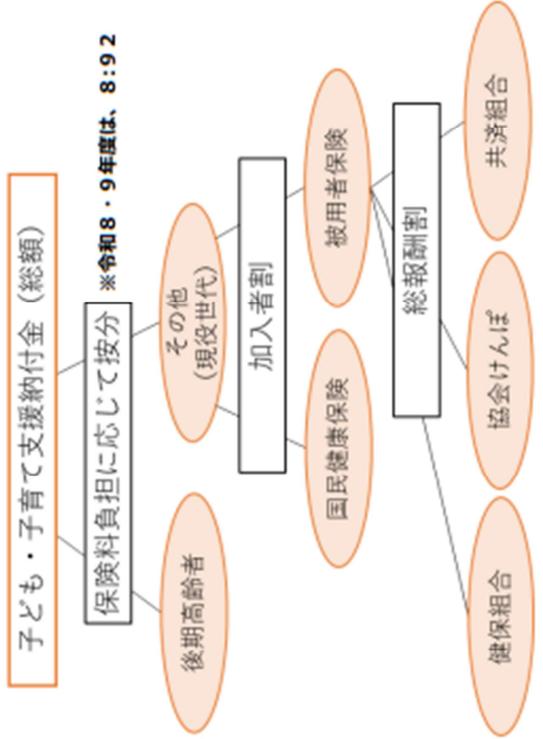


【支援納付金対象費用】（給付・事業ごとに充当割合を法定）

- ① 児童手当 (R6.10～)
- ② 妊婦支援給付金 (R7.4～)
- ③ ④ 出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金 (R7.4～)
- ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

☆ ひとりひとりの平均的給付改善額（高校生年代までの合計）は約146万円

- ※ 国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。
- ※ 令和6～10年度までの財源は、子ども・子育て支援特別公債の発行により賄う。
- ※ 支援納付金に関する重要事項については、子ども家庭審議会の意見を聴取する。



## 3. 改正法附則（経過措置・留意事項）

- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。
- 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）
  - ※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額（見込み）は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計

$$\left[ \begin{array}{l} \text{社会保険負担率} = \\ \frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}} \end{array} \right]$$

## 2. 医療保険各法等

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。
  - ※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す）。
- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。
  - ※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

## 支援納付金の総額 (充当事業の予算額として毎年度決定)

個人・事業主拠出の総額 1兆円＋公費（※）の計1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

## 後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

### 後期高齢医療制度 とそれ以外

後期高齢者  
【8.3%】  
※R10見込み。  
R8・9は8%（法定）

1,100億円程度

（現行制度に準じた  
低所得者への負担軽減あり）

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じて按分。

## 国保と被用者保険の加入者数により按分

### 国保と被用者保険

2,500万人  
国保  
【23%】

7,400万人  
被用者保険  
【68%】

3,000億円程度

（現行制度に準じた公費投入  
及び低所得者への負担軽減あり）

※ 都道府県間においては、18歳以上被保険者数に  
応じて按分。

## 総報酬により按分

3,800万人  
協会けんぽ  
【30%】

2,700万人

健保組合  
【28%】

940万人  
共済  
組合等  
【10%】

### 被用者保険間

3,900億円程度

3,700億円程度

1,300億円程度

（労使折半）

（共済組合（公務員）の事業主負担分は公費）

事業主が0.4兆円程度を拠出